

令和 8 年度新潟県自然エネルギーの島構想実現に向けた
太陽光発電・電気自動車等導入促進業務委託仕様書

1 目的

本県では、離島の環境負荷低減とエネルギー供給源の多様化を図ることを目的に令和 3 年度末に「自然エネルギーの島構想（以下「島構想」という。）」をとりまとめた。島構想では、佐渡市及び粟島浦村において再生可能エネルギーの導入拡大を目指すと共に、運輸部門の脱炭素化や、再生可能エネルギー電源の調整力として、離島における電気自動車の導入拡大を目指す方向性を示しており、先導的な取組として、太陽光発電や電気自動車等の導入促進を目指すこととした。

本業務は、島構想や、太陽光発電や電気自動車を導入することの有用性（経済的メリット等）を周知し、離島における太陽光発電・電気自動車等の導入を促進することにより、島構想の推進を図るものである。

2 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

3 業務内容

受託者は、以下に掲げる業務を実施すること。

(1) イベント等における普及啓発の実施

佐渡市又は粟島浦村で開催されるイベント等において、佐渡市及び粟島浦村の職員と連携しながら、佐渡市で 1 回／年以上、粟島浦村で 1 回／年以上、島構想の普及啓発や、太陽光発電及び電気自動車の導入促進を目的としたブース等を出展すること。なお、受託者が佐渡市又は粟島浦村においてイベント等を主催することも可とする。

実施時期は令和 8 年 10 月末までとし、イベント等においては、島構想及び太陽光発電・電気自動車の説明員を 2 名以上配置すること。

(2) 離島における太陽光発電設備導入に係るセミナーの実施

佐渡市における太陽光発電設備導入を促進するため、太陽光発電設備導入に係るセミナーを 1 回／年以上実施すること。

セミナーの内容や実施時期等は、受託者が提案し、県と協議して決定する。

(3) 効果的な広報活動の実施

チラシの作成・SNS 等における展開等、佐渡島及び粟島浦村における島構想の普及啓発や、太陽光発電・電気自動車の導入促進に効果的な広報活動を検討・実施すること。

(4) アンケートの実施

イベント等の効果を図るため、(1) 及び(2) のイベント等において来場者に対し

てアンケートを実施すること。

内容は、今後の島構想の普及啓発や、太陽光発電・電気自動車の導入促進事業の検討に資する内容とし、県と協議して決定すること

(5) 留意事項

(1)及び(2)において、欠航や当日の天候等のやむを得ない理由により、当初に企画したイベント等の開催等が困難又は事業効果が見込めない場合で、県が認める場合には、受託者は企画内容の中止又は変更することができる。

(6) その他

上記以外に予算内で実施できる効果的な普及啓発業務があれば提案すること。

4 報告書作成

本事業終了後、報告書を作成（実施状況がわかる写真データ等のとりまとめ結果を含む）し、県に提出すること。

- (1) 報告書 1部
- (2) 上記報告書の電子データ 1部

5 守秘義務

受託者は、県が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

6 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、県に帰属するものとし、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

7 その他

この仕様書に規定のない事項及び既に決定している事項の変更については、県と協議のうえ、決定する。